

令和5年度 第12回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和6年3月12日(火) 午後2時00分から3時30分

開催場所 御殿場市役所 東館2階 201・202・203会議室

出席委員 (29人)

1番 勝又忠好君	2番 杉山道洋君
3番 加藤由富君	4番 立道和策君
5番 岩瀬茂君	6番 勝又政昭君
7番 長田守正君	8番 坂本登志雄君
9番 伊倉ふさ子君	10番 勝亦里沙君
	12番 小宮山勉君
13番 鎌野博之君	14番 山崎嘉幸君
15番 芹沢重徳君	16番 勝又高君
17番 田代速夫君	18番 内田元和君
19番 鈴木政信君	20番 土屋直人君
21番 小林武治君	22番 大庭省一君
23番 勝亦康雄君	24番 勝又保明君
25番 渡辺義文君	26番 勝又光明君
27番 杉山光利君	
29番 滝口恵治君	30番 杉山裕君
31番 林良三君	

欠席委員 (2人)

11番 小宮山光文君	28番 石田澄夫君
------------	-----------

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
議案第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
議案第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第45号 農地法第3条の規定による決定許可申請書の決定について
議案第46号 農地法第5条の規定による決定許可申請書の決定について
議案第47号 非農地証明申請書の決定について
- 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案
議案第48号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 芹澤 慶将 遠藤 慎也 大川 将広 田代 欣三

職務代理 続きます。報第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。

事務局 議案書の2ページをお願いします。
報第22号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和6年3月12日報告。今月の5条の届出は4件です。

(番号1～4についての内容読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

職務代理 ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

職務代理 報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

職務代理 日程6 農地法に関する事項に入ります。
議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。なお本議案につきましては、17番委員が申請人となっているため、議事参与の制限に該当する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できませんので、17番委員は退席をお願いいたします。

(17番委員退席)

職務代理 事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いします。
議案第45号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和6年3月12日提出。今月の3条許可申請は1件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 9,411 m²
譲渡人は後継者である譲受人に贈与するものです。
整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

職務代理 整理番号1について担当委員より調査結果の報告を求めます。

3 1 番委員

調査日は令和6年3月2日です。調査場所は電話で譲受人に聞き取りを行い、私が現地に行って確認いたしました。

申請は、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

権利の設定・移転等の内容は、申請人は親子であり、譲渡人は高齢となり、営農管理は後継者である譲受人が主となり約7年間行なっていて、当事者間において土地を贈与することで話し合いがまとまったそうです。

効率的な利用については、取得する農地は自宅から2kmほどで、車で5分程のところにあります。農作業従事者は本人夫婦で30年の経験があり、農機具については、田植機、トラクター、コンバインを所有しております。現在所有する農地は、水田耕作が主であり新たに取得する農地についても水田として利用するそうです。

耕作管理計画は、新たに取得する農地は、田として活用されており今後も水稻を作付けする予定とのことです。

転貸しについてはありません。

地域との調和については、地域農業集落の取決めに従い、支障の無いように耕作を行うとのことです。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

職務代理

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

職務代理

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

職務代理

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

17番委員はご着席ください。

(17番委員着席)

職務代理

ただ今審議した結果、本案については原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。

職務代理

次に議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の5ページをお願いします。

議案第46号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、

委員会の決定に附す。令和6年3月12日提出。今月の5条許可申請は2件です。

番号1（議案書の内容読み上げ）田・畑 137 m²

転用内容は、売買による駐車場3台の設置です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号2（議案書の内容読み上げ）畑 245 m²

転用内容は、使用賃借による専用住宅1棟の建設です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

職務代理

番号1について担当委員より調査結果の報告を求めます。

25番委員

調査日は令和6年3月3日です。調査は譲受人と譲渡人に現地に来ていただき調査をいたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

転用理由ですが、申請地は以前所有権が譲渡人へ変わった際、使用賃借を継続するため伺ったところ、今後のことを考え所有権移転を提案されたそうです。譲受人は車を5台所有しており、数年前より駐車場を探していたところ、申請地を駐車場敷地として使用したいと考え、土地の所有者である譲渡人と協議をした結果、理解を得て、今回の申請に至ったとのことでした。

資金については、自己資金で行うとのことでした。

他の権利者ですが、他の権利設定はありません。

転用時期については、許可後直ちに着工したいとのことでした。

他法令については、該当ありません。

転用面積ですが、使用目的から見て妥当と考えます。

周辺への影響ですが、周辺農地に支障をきたすおそれはないと考えますが、被害が生じた場合は、自己責任において解決いたします。

以上です。審議のほどよろしく願いいたします。

職務代理

番号2について担当委員より調査結果の報告を求めます。

27番委員

調査日は令和6年3月2日です。調査は譲渡人、譲受人4名と私で現地にて行いました。

申請行為についてですが、譲受人の妻と譲渡人は実の親子であり、申請人双方とも申請行為については本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由ですが、譲受人は現在市内のアパートに住んでいますが、子供の成長とともに住まいも手狭になり、これを機に自分の家を建築したく親に相談したところ、譲渡人所有の土地を提供してくれることになり、今回の申請となりました。

資金については、土地整備費、家屋建築費、合計 3,200 万円で自己資金及び金融機関からの借入で対応するとのこと。

他の権利設定はございません。

転用時期ですが、許可後すぐに着工したいとのこと。

他法令ですが、聞き取りの結果、他法令について都市計画法は事前協議が済んでおり、許可見込との回答を得ているとのこと。

転用面積は事業目的から考えて適正であると考えます。

今回の転用による付近への被害は無いと思いますが、万一被害等及ぼしたときは、責任を持って対処するとのこと。

以上です。よろしくお願いいたします。

職務代理

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

職務代理

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

職務代理

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

職務代理

議案第 47 号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の 6 ページをお願いいたします。

議案第 47 号 次のとおり非農地証明申請書が提出されたので委員会の決定に附す。
令和 6 年 3 月 12 日提出。今月の非農地証明申請は 1 件です。

番号 1 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑 現況 山林 38 m²

本申請地は、南側の山林の一角であり、現地確認及び平成 25 年の航空写真でも確認し、非農地証明の要件である植林を 10 年以上経過し、山林としての樹観が認められ、将来山林として維持管理が見込まれるものに当てはまります。

以上で事務局からの説明を終わります。

職務代理

整理番号 1 番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

1 番委員

調査日は令和 6 年 3 月 2 日です。調査場所は自宅及び現地で行いました。

申請行為について、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

現況の様子について、申請地内は、樹齢 40 年～50 年の檜が植林されております。

転用経緯は、昭和 55 年頃、農業の人手不足のため周囲の山林に合わせ植林転用して

おり、10年以上経過しています。

所定の手続きをしなかった理由は、農地法理解不足で手続きを取らなかったためです。

農地への回復については、周辺も山林で申請地の樹木も大きくなり、農地への復元も困難と思われます。

農業生産力の高さについては、申請地は38㎡と狭く、周辺も山林であり農業生産力が高い農地ではありません。

他法令には抵触していません。

以上です。お願いいたします。

職務代理

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

職務代理

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

職務代理

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

職務代理

日程7 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。

議案第48号 農用地利用集積計画の決定について を審議いたします。なお本議案につきましては、整理番号7に議事参与の制限に該当する委員がおりますので、まず整理番号1から6番、9番から10番を審議いたします。その後整理番号7について審議いたします。整理番号1から6番、9番から10番について、事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の7ページをお願いします。

議案第48号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和6年3月12日提出。

議案書8ページの議案第48号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が3月13日の利用集積計画となります。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が10件でしたが、整理番号8について、取下げがありましたので9件分となります。合計面積は41,070㎡、農地を転貸する者は静岡県農業振興公社です。

番号1～3	(議案書の内容読み上げ)	4筆	13,346㎡
番号4～5	(議案書の内容読み上げ)	2筆	4,720㎡
番号6	(議案書の内容読み上げ)	2筆	4,245㎡
番号9	(議案書の内容読み上げ)	5筆	4,637㎡

番号10 (議案書の内容読み上げ) 4筆 12,070 m²

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

職務代理 事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

職務代理 9番は、貸付期間が1年ですが、1年という短期の理由はなんですか。

事務局 借り手に伺ったところ、そのほ場で耕作されるのが初めてということで、試験的な側面を加味して貸付期間をまず1年として借りたいという話がありました。

職務代理 わかりました。ありがとうございました。

職務代理 ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

職務代理 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

職務代理 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

職務代理 次に整理番号7について審議いたします。本案件につきましては、議席番号12番委員が申請人となっているため、議事参与制限に該当する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できません。12番委員は退席をお願いいたします。

(12番委員退席)

職務代理 それでは、整理番号7について事務局から説明を求めます。

事務局 番号7 (議案書の内容読み上げ) 1筆 2,052 m²

以上で事務局からの説明を終わります。

職務代理 事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。
(質問、意見等 なし)

職務代理 無いようなので、採決に入りたいと思います。

職務代理

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

職務代理

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

1 2 番委員はご着席ください。

(1 2 番委員着席)

職務代理

ただ今審議した結果、本案については原案とおりに決定されたので、ご報告いたします。

2 3 番委員

質問ですが、よろしいですか。

集積計画のことで借り手と貸し手の距離があるんです。今問題になっているのが機械の運搬をできる能力のある方ならかまいませんが、結構問題が出てきているんです。本当に運搬能力のある方に貸しているのか、コンバインを所有して、トラックを持っていて移動できるのか。そういう人に貸す分はかまわないが、場合には大型特殊のコンバインもあります。それが道路を走っているのが見受けられます。この辺を注意してもらいたいです。道路交通法違反で捕まった場合、本人の責任だよと言えるのか。貸し出す時に能力のある人に、大型コンバインでナンバーがついているのはほとんど見ないです。今後考えていくべきだと思います。

ある人から、コンバインが道路を走っていると苦情が来たんですよ。道路を走るなら免許、ナンバーをつけてほしいと話をしました。なるべくトラックで運んで迷惑をかけるなと話をしました。運搬能力のある人に貸し出すべきだと、私は思っています。公社を通してやるのであれば、その辺も確認してもらいたいと思います。

公社に貸したのに、荒れ地になってしまって市から草を刈るよう言われた農地もあるそうです。耕作をしてもらう約束で貸したらブタクサ畑になってしまった。遊休農地とみなされて草を刈りなさいと。賃貸で貸してお金をもらっているが、誰に言ってよいか、公社なのか、借りている人なのか、困ると苦情がきました。貸した後に問題が出ることについて、これもしっかりしてほしいと思います。

事務局

1 点目につきましては、機械の保有状況については、議案書に記載はありませんが、内部情報としては把握するよう努めており、そういったものを加味した上で、農地が適正に利用されるよう配慮はさせていただいております。機械の運搬方法については、申請の段階では不明であるため、ご相談等あれば、窓口まで来ていただくと助かります。

2 点目については、中間管理で貸した土地が適正に管理されていないような相談も最近受けたことがあり、そういった場合は、事務局でも現地の確認をいたしますので、中間管理の担当、事務局に一度ご相談ください。

職務代理

利用集積計画の農地は、公社が受け皿で、貸し手借り手が2人で話して農業委員会に上げてくるという形ですね。2人で合意したのち、初めて農地バンクに申請にくる形で

すね。

事務局 おっしゃるとおりです。申請者が揃った状態で市が窓口になりまして、公社に集積計画を上げております。

職務代理 農業振興公社がそこで許可するかどうかは、審議をまかせるということですか。

事務局 公社の同意を得た後、最終的な決定は農業委員会での議決をもって決定となります。事務手続きは、市と公社で行っております。

職務代理 先ほどの委員の質問は、ここで挙手して賛成した以上責任があるのではないかということだと思います。皆さんの了解を得て可決するわけですから、こういう心配があるという指摘をいただいたので、次回からぜひ加味しながらと思います。

4番委員 現地の確認は市がしていますか

事務局 市が確認しております。

4番委員 公社を交えてやっていますか。

事務局 公社は交えていません。

4番委員 公社は現地へは行っていないということですか。

事務局 必要が生じれば可能ではあるかと思いますが、特別な事由がなければ基本的には、市町で確認しております。

4番委員 我々も2年が過ぎて、今更かと言われてしまいますが、先ほどお話がありました、ナンバーがついていないとか、指導的なことが農業委員会で指導できるでしょうか。ナンバーつけなさいとか、こうしなさいとか、点検するという権限はありますか。

事務局長 そこまでの権限はないです。お願い、周知レベルです。広報や農業委員会のお知らせ等に載せるくらいにとどまるかと思います。

4番委員 現地を確認する時に、コンバインにナンバーがついているか確認はできないということですか。

事務局長 基本的に権利があるのかといえば、ないものですから。道路交通法違反の話になってしまいます。

4番委員 そういう話が出た以上は何とかしないとイケないのでは。

事務局長 検討します。議案に載せる前に申請内容の確認はしておりますが、一步進んでこういう問題があることを含めて検討させていただきます。

4番委員 ナンバーの権限はないよね。

事務局長 それは、ないです。

職務代理 受け付ける時に事務局でどのようなコンバイン等があるかを聞くことしかできないじゃないですか。あなたは持っていないから許可できませんとか、言えませんよね。

職務代理 これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局

(連絡事項)

1. 農業委員会委員の報酬額の増額について
2. タブレットのログイン方法の変更等について
3. 先進地活動事例（福島県昭和村農業委員会の遊休農地解消に向けた取り組み）の紹介並びに協議
4. 農業委員会活動記録簿について
5. 農業会議情報の案内
6. 「地域まるっと中間管理方式」講演会開催の案内
7. 農業委員会親睦会会計の監査について
8. 次回総会 4月12日（金）午後2時00分
御殿場市民会館 3階 第7会議室

事務局長 先ほどもありましたが、タブレットの関係につきましては、何かございましたら事務局職員にお願いいたします。使い勝手が悪いとの評判も承知しておりますが、引き続きご活用くださいますようお願いいたします。

それでは令和5年度第12回総会を閉会いたします。

議 長

議事録署名人

9 番

議事録署名人

10 番
